

年度協定書

平成31年度  
芦屋市総合公園  
指定管理者年度協定書

芦 屋 市

## 年度協定書

### 平成31年度芦屋市総合公園の管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とミズノ・芦屋市体育協会・理研グリーン共同体（以下「乙」という。）とは、平成31年4月1日付けで締結した芦屋市総合公園（以下「総合公園」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

#### （協定の期間）

第1条 この協定の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

#### （指定管理料）

第2条 前条に定める期間の総合公園の指定管理料は、金18,386,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。  
2 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

#### （指定管理料の支払時期）

第3条 指定管理料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、乙の請求に基づき、適法な請求書受領後30日以内に以下のとおり支払うものとする。

- (1) 第1四半期 4,543,500円
- (2) 第2四半期 4,543,500円
- (3) 第3四半期 4,649,400円
- (4) 第4四半期 4,649,600円

#### （施設の維持補修等）

第4条 施設の維持補修のうち、1件50万円以下の案件については、補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。50万円を超える維持補修及び備品の取得等については、甲乙協議の上、行うものとする。

#### （疑義の決定）

第5条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

## 年度協定書

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号

芦屋市

芦屋市長 山中 健

乙 ミズノ・芦屋市体育協会・理研グリーン共同体

代表団体

大阪府中央区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水野 明人

構成団体

大阪府中央区北浜4丁目1番23号

ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 篠村 嘉将

芦屋市山芦屋町28番4号

特定非営利活動法人芦屋市体育協会

会長 西田 俊一

東京都台東区東上野4丁目8番1号

株式会社理研グリーン

代表取締役社長 清水 等

## 暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 芦屋市及び指定管理者は、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。）第7条及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団等の排除)

- 2 指定管理者は、指定管理者業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合においては、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）との間で契約（以下「再委託等の契約」という。）を締結してはならない。また、既に暴力団等との間で再委託等の契約を締結している場合にあっては、当該再委託等の契約を解除しなければならない。
- 3 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、この特約に準じた規定を当該第三者との契約に定めなければならない。
- 4 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、芦屋市長に報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、指定管理者業務の履行に当たり、暴力団等から当該指定管理者業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、芦屋市長に報告し、兵庫県芦屋警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 6 芦屋市長は、指定管理者及び指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合における当該第三者が暴力団等に該当しないことを確認するため、指定管理者に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 芦屋市長は、指定管理者から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 8 芦屋市長は、指定管理者又は指定管理者業務の一部を第三に行わせる場合における当該第三者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 9 芦屋市長は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に提供することができる。

(指定の取消し等)

- 10 芦屋市長は、次のいずれかに該当するときは、その指定管理者の指定を取り消し、又は期限を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
  - (1) 指定管理者（指定管理者が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
  - (2) 指定管理者が、指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。
  - (3) 指定管理者が、指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、芦屋市長が指定管理者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと（既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること）を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

(指定管理者用)

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が正当な理由なくその基本協定（特約等を含む）の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(指定の取消しに伴う措置)

1 1 前項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部若しくは一部の停止に伴い、指定管理者その他関係者に損害が生じたとしても、指定管理者は芦屋市に対してその損害を請求することはできない。

1 2 指定管理者がこの基本協定（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、指定の取消し、又は損害賠償請求その他の芦屋市長が行う一切の措置について異議を述べることはできない。

(相手方からの協力要請)

1 3 指定管理者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、芦屋市長及び警察署長に協力を求めることができる。